

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 香川県高松市高松町 1286 番地 7

氏 名 株式会社アンビエント 代表取締役 藤本 修 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 087-844-9277



循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
ので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		津田企業株式会社 代表取締役 安富 心
	住所又は所在地		香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34
	事業場の所在地		香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		建設廃材
	種類		①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類
	性状		固形状
	1 年当たりの最大搬入量		① 3 t ② 3 t ③ 10 t ④ 1 t ⑤ 2 t ⑥ 5 t ⑦ 3 t
	排出事業場	名称	株式会社アンビエントの各建設現場
		所在地	徳島県内の各現場
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	(株) アンビエントの徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。
当該産業を廃棄物搬入者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	排出事業場→徳島県内の主要道路→香川県内の主要幹線道路→循環利用施設（詳細は別紙のとおり）
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	コンテナを使用して運搬するため、運搬時にはカバーを掛けて飛散防止を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	(株) アンビエント 工事部 大西 将斗 087-844-9277
	搬入開始予定年月日	2025 年 4 月 1 日
参 考 事 項		

備考

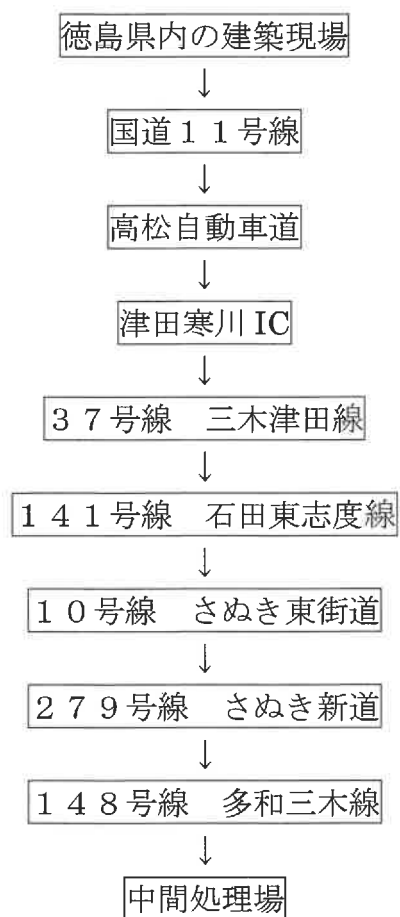
- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別紙

県外産業廃棄物運搬経路

香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34

津田企業株式会社



(香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷乙 293 番地 1)

(香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 1741 番 3、1742 番地 1、1743 番 1
1721 番、1729 番)